

東京都①

1. 事業内容

担当課等	産業労働局商工部創業支援課 TEL : 03-5320-4749 FAX : 03-5388-1462
助成事業名	・ 外国侵害調査費用助成事業

2. 助成事業の内容

助成対象者	・ 東京都内に住所または主たる事務所を持つ中小企業者、都内の中小企業者を主たる組合員とする事業協同組合（法人格を有するもの）、都内の中小企業を主たる会員で構成する社団法人および財団法人
助成内容	○対象となる産業財産権 特許権、実用新案権、意匠権、商標権 ○補助・助成金の内容 外国における産業財産権への侵害行為に関する調査費用等への助成措置 ○制度を作った背景など 近年、外国における日本製品の模倣品・権利侵害問題が深刻となっているが、中小企業が独自に権利侵害の事実確認を行うことは困難である。そこで、都内中小企業が権利侵害の事実確認調査を実施する場合にアドバイス等を行うとともに、調査経費の一部を助成することにより、中小企業の模倣品対策への取組活動を支援する事業を実施している。
助成期間	・ 平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 11 月 30 日
助成金額、補助率	・ 助成限度額：200 万円、助成率：1/2 以内

3. 応募手続き・申請

募集時期、期間	・ 平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日（随時募集・但し予算がなくなり次第終了）
審査（選考）方法	・ 助成金審査会において、申請書類に対する審査を行います。 （審査会では、侵害対策の目的、緊急性等について審査します。原則として書類審査のみですが、必要に応じ面接審査を行う場合があります。）
申請に係わる必要書類等	1 登記簿謄本 2 事業税の納税証明書（業歴が 1 年未満の場合は、法人設立・設置届書） 3 決算書（営業報告書または事業報告書、貸借対照表、損益計算書）の写し（直近から 2 営業期間分） 4 社歴（経歴）書〔会社概要でも可〕 5 国内での権利の登録証または出願書類の写し〔公開公報でも可〕 6 外国での権利の登録証 7 侵害対策（調査、鑑定、警告）に係る費用見積書 8 依頼先の事業案内 9 当該製品を販売していることを証明する資料（カタログ、パンフレット、パッケージ等） 10 その他理事長が必要とする資料
支払い方法等	・ 口座振込

4. 実績・資料等

採択件数、金額	・ 非公開
応募件数	・ 非公開
事業予算規模	・ 非公開
パンフ等の有無	・ HP に掲載

5. 採択に伴う義務

採択に伴う義務等	・ 実績報告書 ・ 助成が決定した場合、翌年度から 3 年間調査後の状況等について報告
----------	--

6. 今後の計画・予定等

計画・予定等	非公開
--------	-----